

【問1】正解4 連帯債務

1 誤り。

連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が「自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず」、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額)のうち「各自の負担部分に応じた額」の求償権を有します。したがって、Aは、BおよびCに対して300万円ずつ、求償することができます(民法442条1項)。

2 誤り。

債権者が、連帯債務者の一人に対して履行の請求をしても、他の連帯債務者に対しては、その効力を生じません。ただし、債権者および他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従います。したがって、DがAに対して裁判上の請求をしても、DB間およびDC間に特段の合意がなければ、BおよびCがDに対して負う債務の消滅時効の完成については影響が生じません(441条)。

3 誤り。

債権者が連帯債務者の一人に対して期限の猶予をしても、他の連帯債務者に対しては、その効力を生じません。ただし、債権者および他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従います。したがって、DがAに対して期限の猶予をしても、DB間およびDC間に特段の合意がなければ、BおよびCのDに対する債務については、期限の猶予の効果を生じません(441条、147条)。

4 正しい。

連帯債務者の一人について法律行為の無効または取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられません。したがって、錯誤による取消しにより、Aの代金債務が消滅した場合でも、BおよびCは、Dに対して3,000万円の代金債務について連帯債務を負います(437条)。

【問2】正解3 連帯債務

1 正しい。

債権者が連帯債務者の一人に対して債務の免除をしても、他の連帯債務者に対しては、その効力が生じません。ただし、債権者および他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従います。したがって、DがAに対して債務の免除をしても、DB間およびDC間に特段の合意がなければ、Dは、Bに対してもCに対しても、300万円全額の請求をすることができます。なお、DがAに対して債務の免除を行い、その効力がBおよびCに対して及ばない場合において、

直前対策 第4回 解答・解説

(有)拓明館

B または C が、D に弁済をしたときは、B または C は、A に対し、求償権を行使することができます(民法 441 条、436 条、445 条)。

2 正しい。

連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅します。したがって、A が相殺を援用したときは、B および C の債務も消滅します(439 条 1 項)。

3 誤り。

連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができます。したがって、A が相殺を援用しない間に 300 万円の支払の請求を受けた B は、100 万円の限度において、D に対して債務の履行を拒むことができます。しかし、B は、100 万円の限度において、A の D に対する債権で相殺する旨の意思表示をすることはできません(439 条 2 項)。

4 正しい。

連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなされます。したがって、A と D との間に混同があったときは、A は、弁済をしたものとみなされるので、B および C の債務も消滅します(440 条)。

【問 3】正解 3 保証債務

1 正しい。

保証契約は、書面でなければ、その効力を生じません。そして、保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなされ、有効となります(民法 446 条 2 項・3 項)。

2 正しい。

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の履行状況に関する一定の情報(本肢に記述されている情報)を提供しなければなりません(458 条の 2)。

3 誤り。

主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 ヶ月以内に、その旨を通知しなければなりません。しかし、この規定は、保証人が法人である場合には、適用されません(458 条の 3 第 1 項・3 項)。

4 正しい。

主たる債務の目的または態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されません(448 条 2 項)。

【問4】正解4 保証債務

1 正しい。

債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、①行為能力者であり、②弁済をする資力を有することが要件となります。しかし、有効に保証契約が成立した後、保証人が制限行為能力者となっても、その資力に影響はありませんから、債権者は、代わりの保証人を立てることを請求できません。なお、保証契約成立後、保証人が弁済をする資力を失った場合には、債権者は、代わりの保証人を立てることを請求できます(民法450条1項、2項)。

2 正しい。

保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができます。したがって、Cは、Bが主張することができる抗弁(同時履行の抗弁権など)をもってAに対抗することができます(457条2項)。

3 正しい。

主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権または解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができます(457条3項)。

4 誤り。

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予および更新は、保証人に対しても、その効力を生じます。したがって、BがAに対して権利の承認をしたため、Bの債務について時効の更新が生じた場合には、Cの債務についても時効の更新が生じます(457条1項、152条1項)。

【問5】正解2 保証債務

1 正しい。

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予および更新は、保証人に対しても、その効力を生じます。したがって、AがBに対して履行の請求をしたため、Bの債務について時効の完成が猶予された場合には、Cの債務についても時効の完成が猶予されます(民法457条1項、147条1項)。

2 誤り。

主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅するので、保証人は、主たる債務の消滅について正当な利益を有する者として、主たる債務の消滅時効を援用することができます。そして、主たる債務につき消滅時効が完成した後に、主たる債務者が時効の利益を放棄しても、その効力は保証人には及ばず、保証人は主たる債務について時効の援用をすることができます。したがって、Bの債務について消滅時効が完成した後にBが時効の利益を放棄した場合でも、Cは、Bの債務について時効の援用をすることができます(145条、146条、457条1項、判例)。

直前対策 第4回 解答・解説

(有)拓明館

3 正しい。

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができます(催告の抗弁権)。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、またはその行方が知れないときは、催告の抗弁権を主張することができません(452条)。

4 正しい。

債権者が保証人に対して履行の請求をした場合に、保証人が、主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければなりません(検索の抗弁権、453条)。

【問6】正解1 保証債務

1 正しい。

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為(弁済等)をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由(相殺等)をもってその保証人に対抗することができます。なお、この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができます(民法463条1項)。

2 誤り。

連帯保証人は、分別の利益を有しません。そして、連帯保証人が複数いる場合、連帯保証人間に連帯の特約がなくても、各連帯保証人は、分別の利益を有しないので、債権者に対し、債務全額について保証債務を負います。したがって、CおよびDは、CD間に連帯の特約がないときでも、各自1,000万円につき、保証債務を負います(456条、判例)。

3 誤り。

債権者が主たる債務者に対して履行の請求をすると、連帯保証人の債務に影響しますが、連帯保証人に対して履行の請求をしても主たる債務者の債務には影響しません(458条)。

4 誤り。

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1ヵ月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じません。しかし、この規定は、保証人になろうとする者が法人であるときは、適用されません(465条の6第1項・3項)。

【問7】正解4 債権譲渡

1 正しい。

債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しません。そして、債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得します(民法466条の6第1項・項)。

2 正しい。

事者が債権(預貯金債権を除きます)の譲渡を禁止し、または制限する旨の意思表示(譲渡制限の意思表示)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられませんが、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができます(466条2項・3項)。

3 正しい。

債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含みます)の供託所に供託することができます(466条の2第1項)。

4 誤り。

事者が債権(預貯金債権を除きます)について譲渡制限の意思表示をした場合でも、その債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、その差押債権者が悪意であっても、債務者は、その債務の履行を拒むことができません(466条の4第1項、466条3項)。

【問8】正解4 債権譲渡

1 誤り。

預金口座または貯金口座に係る預金または貯金に係る債権(預貯金債権)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に「対抗」することができます。つまり、預貯金債権について譲渡制限の意思表示がなされた場合は、悪意または重過失の譲受人に対しては、債務者は、譲渡そのものの無効を主張することができるのです(民法466条の5第1項)。

2 誤り。

現に発生していない債権の譲渡の場合も、譲渡人が債務者に通知をし、または債務者が承諾をすれば、当該債権の譲渡を、債務者その他の第三者に対抗することができます(467条1項)。

3 誤り。

債権譲渡の通知は、譲渡人が行わなければなりません。したがって、通知は A が行わなければならず、C が B に対して確定日付のある証書により債権譲渡の通知をしても、C は、B に対して、C に弁済するように主張することはできません(467 条 1 項)。

4 正しい。

債権譲渡についての債務者の承諾は、譲渡人に対して行うことも、譲受人に対して行うこともできます。また、債権譲渡の債務者への対抗要件では、第三者への対抗要件と異なり、確定日は要求されていませんから、口頭による承諾でも構いません。したがって、B が、A に対して、口頭により債権譲渡の承諾をした場合には、C は、B に対して、C に弁済をするように主張することができます(467 条 1 項)。

【問 9】正解 2 債権譲渡

1 正しい。

債権が二重に譲渡された場合には、確定日付のある証書によって通知または承諾が行わなければ、債権の取得を債務者以外の第三者に対抗することができません。したがって、本肢の場合は、D が C に優先し、D は、当該金銭債権の取得を C に対抗することができます(民法 467 条 2 項)。

2 誤り。

債権が二重に譲渡され、その双方の通知が確定日付のある証書によってなされた場合には、譲受人間の優劣は、確定日付の先後ではなく、当該通知が債務者に到達した日時の先後により決まります。したがって、C と D の優劣は、確定日付のある証書による通知が B に到達した日時の先後で決まります(467 条 2 項、判例)。

3 正しい。

債権が二重に譲渡され、その双方の通知が確定日付のある証書によってなされ、かつ、その双方の通知が同時に債務者に到達した場合には、双方の譲受人は、債務者に対し、それぞれ債権の全額の弁済を請求することができます。したがって、C は、B に対し、債権全額の弁済を請求することができます。なお、債務者は、単に同順位の譲受人が存在することを理由として、弁済を拒否することはできませんが、1 人に弁済すれば、他の譲受人からの請求を拒むことができます(467 条 2 項、判例)。

4 正しい。

債務者は、債権譲渡の対抗要件の具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができます。そして、本肢では、B は、A から債権譲渡の通知を受ける前に、すでに A に対する貸金債権を取得しているので、B は、C から支払請求を受けた際に、A に対する貸金債権による相殺を、C に対抗することができます(469 条 1 項)。